

令和7年10月から、プラスチック製品も資源ごみです！

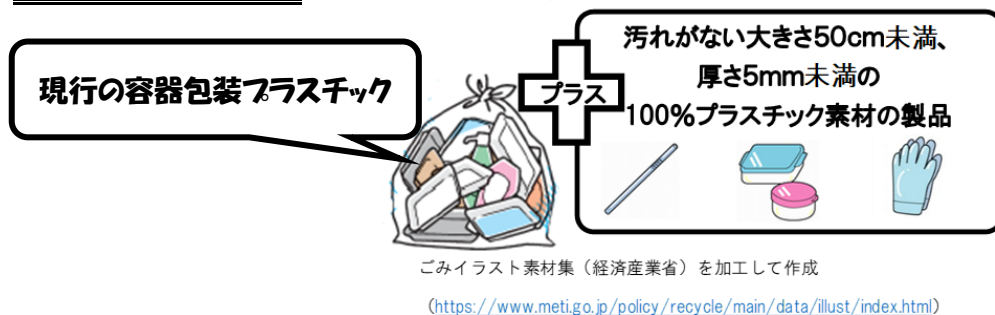
1 プラスチック製品収集の目的

令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、市町村は区域内におけるプラスチック製品の分別収集に努めることとされました。

これに伴い本市においても、令和6年3月に策定した「君津市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、更なるごみの再資源化を図るため、**令和7年10月からプラスチック製品の一括収集を実施**します。

2 収集対象

100%プラスチック素材、一辺の長さが50cm未満、厚さが5mm未満の大きさの製品。



3 ごみの出し方

1 中身を使い切り、きれいに洗って乾かす
※虫などがわく原因となります。

2 中身の見える程度のレジ袋等に入れる
※容器包装プラスチックとプラスチック製品はまとめて袋に入れて構いません。

3 プラスチック類収集日(容器包装プラと同じ日)の朝6時から8時までに、資源ごみステーションに出す
※ペットボトルとは分けて置いてください。



出し方

4 資源になる「プラスチック類」とは？

「容器包装プラスチック」に、可燃ごみとして出していた「プラスチック製品」を加え、分類名を新たに、「**プラスチック類**」として出していただきます。見分け方は以下のとおりです。

区分	見分け方
プラスチック類	【容器包装プラスチック】とは・・・ プラ表示のある食料等の容器として使用されていたもの。 ● ポリ袋・ラップ類 ● トレイ・パック類 ● カップ類 ● ボトル類 ● 容器のふた ● チューブ類 ● その他(みかんの網袋・緩衝材用の発泡スチロール など)
	【プラスチック製品】とは・・・ 汚れなどの付着がない100%プラスチック製の素材で、一辺の長さが50cm未満、厚さが5mm未満の製品に限る。 ● 使い捨てプラスチック ストロー、スプーン、ポリ袋、ラップフィルム など ● その他のプラスチック製品 クリアファイル、計量カップ、化粧品容器トレイ、コップ、皿、下敷き、スポンジ、洗面器、タッパー、バケツ、発泡スチロール、ハンガー、ファイル、プラスチック容器 など

資源ごみとして出せないもの

- 汚れの落ちないもの
- 中身が残っているもの
- 100%プラスチック製ではないもの
- 1辺の長さが50cm以上、素材の厚さが5mm以上のもの
- 在宅医療などで使用した注射器やプラスチック製品

(注射器や針:処理困難物、容器やチューブ:可燃ごみ)

- セラミック製のもの
- 小型充電式電池(リチウムイオン電池等)のあるプラスチック製品

(モバイルバッテリー、加熱式タバコ 等)



ここに記載した品目以外でも基準を満たしていれば、「資源ごみ(プラスチック類)」として出せます。

この他の具体例は下記 QR コードから、「きみつクリーンガイドブック」で確認できます。



※最新のきみつクリーンガイドブックについては10月に市ホームページに更新予定です。